

No.	質問	回答
1	現在、特定相談支援事業所の指定を受け、委託相談支援事業所として事業を実施しているが、今回の募集事業所を「従たる事業所」として応募できますか。	特定相談支援事業所の「従たる事業所」として指定を受ける予定の場合でも応募は可能です。但しこの場合、相談支援専門員2名について、管理者と兼務はできません。
2	事業委託が令和8年7月からとなっているが、申請から事業所決定の期間が約4ヶ月あり、その間の事務所維持費を捻出しなければならない。申請段階で事業所の場所が確定されている必要はあるか。（実施地域は確定する予定）	物件の所在地については確定していただく必要があります。物件の内容についての資料及び売主もしくは貸主が契約に応じる予定であることが判る書類を提出してください。
3	現在、複数名のピアカウンセラーの配置を予定しているが、ピアカウンセラーの障害種別についての指定はあるか。	ピアカウンセラーの障害種別に指定はありません。